年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (東京都担当部会) 平成 28 年9月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600456 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600213 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成元年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

平成元年1月31日付けでA社を退職しているため、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であり、同社の人事記録を管理するB社から提出された請求者に係る人事記録票及び請求者が保有するA社発行の源泉徴収票により、同社の退職年月日は、平成元年1月31日であることが確認できる。

また、B社は、A社の保険料控除について、翌月控除であった旨回答しているところ、請求者が保有する「平成1年2月度給与明細」により、平成元年1月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において確認できる昭和63年12月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者に係る雇用保険の離職年月日、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日及び厚生年金基金の加入員資格喪失年月日の記録は符合しており、公共職業安定所、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金のそれぞれが誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成元年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の平成元年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。